



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年 8 月 7 日 火曜日 第1885号

◇ 目 次 ◇
告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... 864
大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要..... 864
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... 865

土砂災害警戒区域の指定..... 867

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 867

告 示

○愛媛県告示第1339号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年 8 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
セブンスター石井店	松山市東石井町 327 番 1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社セブンスター、大森花店、有限会社モリカメラ、株式会社一六本舗	株式会社セブンスター、大森花店、株式会社一六本舗	平成19年 7 月 5 日	平成19年 7 月 26 日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1340号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成19年 8 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
ヤマダ電機テックランド宇和島店	宇和島市祝森1619番 1 外	生活環境保持の見地からの意見はなし。	店舗出入口における交通対策について配慮すること。また、要所に警備員を配置し誘導に努めること。

○愛媛県告示第1341号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成19年 8月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
路木 (422 - 1352 (1))	喜多郡内子町大瀬東 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	路木 (422 - 1352 (1))	喜多郡内子町大瀬東 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下今岡 (422 - 1359 (1))	喜多郡内子町大瀬東 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	下今岡 (422 - 1359 (1))	喜多郡内子町大瀬東 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
別府 (422 - 1360 (1))	喜多郡内子町大瀬北 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	別府 (422 - 1360 (1))	喜多郡内子町大瀬北 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
乙成 (422 - 1370 (1))	喜多郡内子町大瀬中央 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	乙成 (422 - 1370 (1))	喜多郡内子町大瀬中央 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河口B (422 - 1373 (1))	喜多郡内子町大瀬中央 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	河口B (422 - 1373 (1))	喜多郡内子町大瀬中央 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
成屋C (422 - 1376 (1))	喜多郡内子町大瀬中央 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	成屋C (422 - 1376 (1))	喜多郡内子町大瀬中央 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
掛木 (422 - 1379 (1))	喜多郡内子町五百木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	掛木 (422 - 1379 (1))	喜多郡内子町五百木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高中 (422 - 1380 (1))	喜多郡内子町大瀬中央 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	高中 (422 - 1380 (1))	喜多郡内子町大瀬中央 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
境B (422 - 1390 (1))	喜多郡内子町川中 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	境B (422 - 1390 (1))	喜多郡内子町川中 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鳥居元 (422 - 1391 (1))	喜多郡内子町川中 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	鳥居元 (422 - 1391 (1))	喜多郡内子町川中 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
幟立 (422 - 1397 (1))	喜多郡内子町川中 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	幟立 (422 - 1397 (1))	喜多郡内子町川中 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

中組A (422 - 1398 (1))	喜多郡内子町川中 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中組A (422 - 1398 (1))	喜多郡内子町川中 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鈴木A (422 - 1402 (1))	喜多郡内子町袋口 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	鈴木A (422 - 1402 (1))	喜多郡内子町袋口 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
茶谷 (422 - 1405 (1))	喜多郡内子町立山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	茶谷 (422 - 1405 (1))	喜多郡内子町立山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大城 (422 - 1409 (1))	喜多郡内子町城廻 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大城 (422 - 1409 (1))	喜多郡内子町城廻 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本村B (422 - 1411 (1))	喜多郡内子町城廻 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	本村B (422 - 1411 (1))	喜多郡内子町城廻 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中土 (422 - 1417 (1))	喜多郡内子町村前 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中土 (422 - 1417 (1))	喜多郡内子町村前 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
水戸森 (422 - 1419 (1))	喜多郡内子町五百木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	水戸森 (422 - 1419 (1))	喜多郡内子町五百木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
麓A (422 - 1420 (1))	喜多郡内子町城廻 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	麓A (422 - 1420 (1))	喜多郡内子町城廻 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岡町 (422 - 1421 (1))	喜多郡内子町城廻 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	岡町 (422 - 1421 (1))	喜多郡内子町城廻 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八日市 (422 - 1423 (1))	喜多郡内子町内子 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	八日市 (422 - 1423 (1))	喜多郡内子町内子 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
廿日市 (422 - 1425 (1))	喜多郡内子町内子 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	廿日市 (422 - 1425 (1))	喜多郡内子町内子 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中組B (422 - 1430 (1))	喜多郡内子町河内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中組B (422 - 1430 (1))	喜多郡内子町河内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
程野 (422 - 1434 (1))	喜多郡内子町袋口 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	程野 (422 - 1434 (1))	喜多郡内子町袋口 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
落合 (422 - 1436 (1))	喜多郡内子町石畳 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	落合 (422 - 1436 (1))	喜多郡内子町石畳 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小狭 (422 - 1439 (1))	喜多郡内子町石畳 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	小狭 (422 - 1439 (1))	喜多郡内子町石畳 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

程内B (422 - 2712 (1))	喜多郡 内子町 大瀬北 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	程内B (422 - 2712 (1))	喜多郡 内子町 大瀬北 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	田高川 (422 - 1296 - 1)	喜多郡 内子町 大瀬北 (次の 図のと おり)	土石流	田高川 (422 - 1296 - 1)	喜多郡 内子町 大瀬北 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
藤の瀬 (422 - 2718 (1))	喜多郡 内子町 石畳 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	藤の瀬 (422 - 2718 (1))	喜多郡 内子町 石畳 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	田高川 (422 - 1296 - 2)	喜多郡 内子町 大瀬北 (次の 図のと おり)	土石流	田高川 (422 - 1296 - 2)	喜多郡 内子町 大瀬北 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
護国 (422 - 117(1))	喜多郡 内子町 城廻 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	護国 (422 - 117(1))	喜多郡 内子町 城廻 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	田高川 (422 - 1296 - 3)	喜多郡 内子町 大瀬北 (次の 図のと おり)	土石流	田高川 (422 - 1296 - 3)	喜多郡 内子町 大瀬北 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
堤川 (422 - 1267 - 1)	喜多郡 内子町 内子 (次の 図のと おり)	土石流	堤川 (422 - 1267 - 1)	喜多郡 内子町 内子 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	田高川 (422 - 1296 - 4)	喜多郡 内子町 大瀬北 (次の 図のと おり)	土石流	田高川 (422 - 1296 - 4)	喜多郡 内子町 大瀬北 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
堤川 (422 - 1267 - 2)	喜多郡 内子町 内子 (次の 図のと おり)	土石流	堤川 (422 - 1267 - 2)	喜多郡 内子町 内子 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	西の谷 川 (422 - 1298 - 1)	喜多郡 内子町 大瀬東 (次の 図のと おり)	土石流	西の谷 川 (422 - 1298 - 1)	喜多郡 内子町 大瀬東 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
清正川 (422 - 126 8)	喜多郡 内子町 内子 (次の 図のと おり)	土石流	清正川 (422 - 126 8)	喜多郡 内子町 内子 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	西の谷 川 (422 - 1298 - 2)	喜多郡 内子町 大瀬東 (次の 図のと おり)	土石流	西の谷 川 (422 - 1298 - 2)	喜多郡 内子町 大瀬東 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
榑谷川 (422 - 1270 - 2)	喜多郡 内子町 論田 (次の 図のと おり)	土石流	榑谷川 (422 - 1270 - 2)	喜多郡 内子町 論田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	十郎谷 川 (422 - 129 9)	喜多郡 内子町 大瀬中 央 (次の 図のと おり)	土石流	十郎谷 川 (422 - 129 9)	喜多郡 内子町 大瀬中 央 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
御子神 川 (422 - 127 3)	喜多郡 内子町 石畳 (次の 図のと おり)	土石流	御子神 川 (422 - 127 3)	喜多郡 内子町 石畳 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	畑谷川 (422 - 130 0)	喜多郡 内子町 大瀬東 (次の 図のと おり)	土石流	畑谷川 (422 - 130 0)	喜多郡 内子町 大瀬東 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
中組川 (422 - 127 7)	喜多郡 内子町 川中 (次の 図のと おり)	土石流	中組川 (422 - 127 7)	喜多郡 内子町 川中 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	谷合川 (422 - 130 3)	喜多郡 内子町 大瀬中 央 (次の 図のと おり)	土石流	谷合川 (422 - 130 3)	喜多郡 内子町 大瀬中 央 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
小藪川 (422 - 127 9)	喜多郡 内子町 立山 (次の 図のと おり)	土石流	小藪川 (422 - 127 9)	喜多郡 内子町 立山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	松葉谷 川 (422 - 130 4)	喜多郡 内子町 大瀬南 (次の 図のと おり)	土石流	松葉谷 川 (422 - 130 4)	喜多郡 内子町 大瀬南 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
七反川 (422 - 128 1)	喜多郡 内子町 五百木 (次の 図のと おり)	土石流	七反川 (422 - 128 1)	喜多郡 内子町 五百木 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	からり 川 (422 - 1305 - 1)	喜多郡 内子町 知清 (次の 図のと おり)	土石流	からり 川 (422 - 1305 - 1)	喜多郡 内子町 知清 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
瘤谷川 (422 - 128 6)	喜多郡 内子町 五百木 (次の 図のと おり)	土石流	瘤谷川 (422 - 128 6)	喜多郡 内子町 五百木 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	からり 川 (422 - 1305 - 2)	喜多郡 内子町 知清 (次の 図のと おり)	土石流	からり 川 (422 - 1305 - 2)	喜多郡 内子町 知清 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
向河内 川 (422 - 128 7)	喜多郡 内子町 五百木 (次の 図のと おり)	土石流	向河内 川 (422 - 128 7)	喜多郡 内子町 五百木 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	からり 川 (422 - 1305 - 3)	喜多郡 内子町 知清 (次の 図のと おり)	土石流	からり 川 (422 - 1305 - 3)	喜多郡 内子町 知清 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
寺谷川 (422 - 129 0)	喜多郡 内子町 大瀬中 央 (次の 図のと おり)	土石流	寺谷川 (422 - 129 0)	喜多郡 内子町 大瀬中 央 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	地谷川 (422 - 130 6)	喜多郡 内子町 知清 (次の 図のと おり)	土石流	地谷川 (422 - 130 6)	喜多郡 内子町 知清 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
程内北 川 (422 - 129 5)	喜多郡 内子町 大瀬北 (次の 図のと おり)	土石流	程内北 川 (422 - 129 5)	喜多郡 内子町 大瀬北 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり							

ウスヌワ川 (422-1307)	喜多郡内子町知清 (次の図のとおり)	土石流	ウスヌワ川 (422-1307)	喜多郡内子町知清 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
萱が谷川 (423-1308-1)	喜多郡内子町大久喜 (次の図のとおり)	土石流	萱が谷川 (423-1308-1)	喜多郡内子町大久喜 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
萱が谷川 (423-1308-2)	喜多郡内子町大久喜 (次の図のとおり)	土石流	萱が谷川 (423-1308-2)	喜多郡内子町大久喜 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
萱が谷川 (423-1308-3)	喜多郡内子町大久喜 (次の図のとおり)	土石流	萱が谷川 (423-1308-3)	喜多郡内子町大久喜 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ヒョウタン川 (423-1317)	喜多郡内子町古田 (次の図のとおり)	土石流	ヒョウタン川 (423-1317)	喜多郡内子町古田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
門松南川 (423-1319)	喜多郡内子町中町 (次の図のとおり)	土石流	門松南川 (423-1319)	喜多郡内子町中町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
川上西川 (423-1328)	喜多郡内子町川上 (次の図のとおり)	土石流	川上西川 (423-1328)	喜多郡内子町川上 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、大洲土木事務所及び内子町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1342号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成19年 8月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
駄場川 (422-1265)	喜多郡内子町内子 (次の図のとおり)	土石流
高昌寺川 (422-1269)	喜多郡内子町城廻 (次の図のとおり)	土石流
椿谷川 (422-1270-1)	喜多郡内子町論田 (次の図のとおり)	土石流
門松川 (423-1320)	喜多郡内子町中町 (次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、大洲土木事務所及び内子町に備えて一般の縦覧に供する。)

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年 8月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年 7月24日	特定非営利活動法人岡城館剣友会	真 鍋 篤 正	新居浜市楠崎一丁目8番10号	この法人は、剣道修行を通じ心と身体を鍛えて青少年の健全育成・社会に有為な人材を育てること、また、広く門戸を開いて剣道の正しい普及につとめ地域スポーツの振興、地域社会の発展に寄与することを目的とする。